

17 退職するとき

(1) 退職手当

◀ 県 ▶

○ 支給要件

退職手当は、県費負担の常勤職員で6月以上勤続し退職した者に支給します。

| 項目 | 給付内容 | 提出書類 | 様式集 |
|--|---|---|----------------|
| 〔退職理由〕 ・自己都合退職 ・定年退職 ・公務外傷病による退職等 | 退職手当＝ 退職時の給料月額×支給率(*1) ＋退職手当の調整額(*2) | ・退職手当受給調書 2部 | P88 |
| 〔退職理由〕 ・応募認定退職（一号） 勤続20年以上で年齢が45歳以上59歳の者は、定年前早期退職に係る特例措置が適用される。 | 退職手当＝ 退職時の給料月額×{1+(0.03(*3))}×(定年年齢－退職する年度末年齢)} ×支給率(*1)+退職手当の調整額(*2) | ・退職後動静申立書 1部 ・退職所得の受給に関する申告書 1部 | P89 P91 |
| 〔退職理由〕 ・公務外死亡による退職 ※該当者がある場合は給与厚生課へご連絡ください。 | 退職手当＝ 退職時の給料月額×支給率(*1) ＋退職手当の調整額(*2) | ・死亡退職用の退職手当受給調書 2部 ・戸籍謄本（原本） 1部 ・死亡診断書（死体検案書）（コピー可） 1部 ・個人番号等確認書類の提出用紙（死亡退職用） 1部 | P93 P94 |
| 〔退職理由〕 ・公務上死亡・傷病による退職 勤続20年以上で年齢が45歳以上59歳の者は、定年前早期退職に係る特例措置が適用される。 ※該当者がある場合は給与厚生課へご連絡ください。 | 退職手当＝ 退職時の給料月額×{1+(0.03(*3))}×(定年年齢－退職する年度末年齢)} ×支給率(*1)+退職手当の調整額(*2) | | |
| 〔退職理由〕 ・上記以外の退職 | ※該当者がある場合は給与厚生課へご連絡ください。 | | |

*1 別表1参照

*2 別表2参照

*3 年度末年齢59歳の者は0.02

- ① 勤続期間は、職員として引き続いた在職期間をいい、休職期間はその1/2期間を除算する。（育児休業は1/3期間を除算する場合がある。専従休職期間は全期間除算する。）
- ② 在職期間は月を単位として計算し、1日でも在職していれば1月と計算する。また、その期間に年未満の月数等がある場合は切り捨てる。
- ③ 職員が退職した日の翌日に、引き続いて他の地方公務員等となり山口県の勤続期間が通算される場合は、山口県の職員としての退職手当は支給しない。
- ④ 再任用職員は退職手当支給の対象職員ではない。

退職手当の調整額

別表 2

● 退職手当の調整額に関する職員の区分（職務の級）について

| 調整額の区分 | | 第1号 | 第2号 | 第3号 | 第4号 | 第5号 | 第6号 | 第7号 | 第8号 |
|------------|---------|--------|-------------|-----------|-----------|-----------|--------------------|----------|-------|
| 調整月額（円） | | 65,000 | 59,550 | 54,150 | 43,350 | 32,500 | 27,100 | 21,700 | 0 |
| 行政 | H18.3まで | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5・4 | 3・2・1 |
| | H18.4から | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2・1 |
| 現業 （※注） | H18.3まで | — | — | — | — | — | 2 | 2・1 | 1 |
| | H18.4から | — | — | — | — | — | 5 | 4 | 3・2・1 |
| 海事 | H18.3まで | — | — | — | 6 | 5 | 4 | 3 | 2・1 |
| | H18.4から | — | — | — | 6 | 5 | 4 | 3 | 2・1 |
| 研究 | H18.3まで | — | 5(管2種・役20%) | 5(管2種) | 5 | 4 | 3 | 2(専門研究員) | 2・1 |
| | H18.4から | — | 5(管2種・役20%) | 5(管2種) | 5.4(役15%) | 4(役10%) | | | |
| 医療 （二） | H18.3まで | — | — | — | 7・6 | — | 5 | 4・3 | 2・1 |
| | H18.4から | — | — | — | 7・6 | — | 5 | 4・3 | 2・1 |
| 教育 （一） | H18.3まで | — | 4(役20%) | 4(管3種・4種) | 4(管5種) | 3(管3種・5種) | 3(管6種)・ 2(役10%) | 2(役5%) | 2・1 |
| | H18.4から | — | 4(役20%) | 4(管3種・4種) | 4(管5種) | 3(管3種・5種) | 3(管6種)・ 2(役10%) | 2(役5%) | 2・1 |
| 教育 （二） | H18.3まで | — | 4(役20%) | 4(管3種・4種) | 4(管5種) | 3(管5種) | 3(管6種)・ 2(役10%) | 2(役5%) | 2・1 |
| | H18.4から | — | 4(役20%) | 4(管3種・4種) | 4(管5種) | 3(管5種) | 3(管6種)・ 2(役10%) | 2(役5%) | 2・1 |

※ 管：管理職手当区分（平成18年度まで：2種=20%、3種=16%、4種=14%、5種=12%、6種=10%）

※ 役：期末手当の役職段階別加算率

※（注）現業職の調整額の区分について、第6号区分は20,850円、第7号区分は16,700円となります。

なお、勤続24年以下の場合の第7号区分は0円となります。

退職手当の調整額は、職員の在職期間の職務の級に応じて調整額の区分を決定し、その調整月額の高い方から60月分の合計額を調整額とします。

職務の級に応じた調整額の区分は、上表のとおりです。

なお、勤続9年以下の自己都合退職は調整額は支給されません。

また、勤続4年以下の退職者及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者については2分の1の額となります。

(2) 任意継続組合員制度

《 共済組合 》

任意継続組合員制度とは、退職後も所定の掛金を納めることにより、引き続き共済組合員の資格を得ることができ、医療給付をはじめ、在職中とほぼ同様の短期給付(※)を受けられる制度です。

現職の退職時だけではなく、**再任用フルタイムとして共済組合員であった方が退職する場合にも加入することができます**ので、該当する場合には十分注意してください。

※ 「休業手当金」、「育児休業手当金」、「介護休業手当金」、「出産手当金」、「傷病手当金」、「傷病手当金附加金」は支給対象外。(「出産手当金」及び「傷病手当金」については、退職による資格喪失後の給付を受ける場合は除く。)

| | |
|---------|---|
| 加入資格 | 退職の日の前日までに引き続き1年以上組合員であった者で、次に該当する者 ① 他の健康保険に加入しない者 ② 家族の健康保険の被扶養者にならない者 |
| 加入期間 | 退職日の翌日から2年を限度とする期間 |
| 申出期限 | 退職の日から起算して20日以内 |
| 掛金の額 | 短期任意継続掛金と介護任意継続掛金(40歳以上65歳未満の者が対象)の2つがあり、掛金の額は、「掛金の算定基礎となる標準報酬月額」×「掛金率」で算定します。 「掛金の算定基礎となる標準報酬月額」は、次の①又は②のいずれか低い額となります。 ① 退職時の標準報酬月額 ② 前年度9月30日現在における全組合員の標準報酬月額 |
| 掛金の払込方法 | 次の2つのいずれかを選択することができ、申出時に指定された本人の預金口座からの引落としとなります。 ① 一括払い(前納) 1年分の掛金を一括して引落とし。年4.0%の複利原価率での割引あり。 ② 各月払い 毎月21日(休日の場合は翌営業日)に翌月分の掛金を引落とし。 ※ 任意継続組合員の資格を喪失した場合は、未経過分・過払い分の掛金は還付します。ただし、加入した月と同じ月に資格を喪失した場合は、その月の掛金は徴収します。 |
| 払込期限 | 初めての払込み：退職の日から起算して20日以内 2回目以降の払込：継続しようとする月の前月まで |
| 資格喪失 | 次のいずれかに該当する場合は、任意継続組合員の資格を喪失します。 ① 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。 ② 死亡したとき。 ③ 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき。 ④ 他の共済組合、又は健康保険に加入したとき。 ⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を共済組合に申し出たとき。 (家族の健康保険の被扶養者になる場合や国民健康保険に加入する場合などです。) |
| 提出書類 | ① 任意継続組合員申出書兼任意継続掛金の預金口座振替申込書(様式集(任)-1) ※ 銀行で口座番号の確認を受けた後、所属所経由で共済組合に提出。 ② 公立学校共済組合任意継続掛金の預金口座振替依頼書(様式集(任)-2) ※ 銀行に提出。 ③ 被扶養者申告書(様式集(任)-5) ※ 退職日に共済組合の被扶養者として認定を受けている家族がいる場合、継続認定、取消しのいずれの場合にも提出が必要。 |

注1) 従来、「組合員期間が15年以上かつ55歳以上で初めて退職」の要件を満たす場合には標準報酬月額の70/100を基に掛金を算定していましたが、平成29年4月1日以降の退職者については、この措置は廃止されています。

注2) 年度末退職に限り、申出期限や掛金の払込方法、払込期限等、上表と一部異なる取扱いとしているものがあります。
詳細は、退職事務説明会資料を参照してください。

(4) 互助会給付等

《 互 助 会 》

1 全会員対象事業

| 給付内容 | 提出書類 | 添付書類 | 様式（ホームページ） |
|---|----------|------------|---------------|
| ・退職生業資金 毎年度末における給料月額 \times 1/100に相当する額に12を乗じた合計額に前年度末の資産保有率（※）を乗じた額 $\text{※ 資産保有率} = \frac{\text{期末資産}}{\text{全会員の掛金相当額}}$ | | ・退職生業資金請求書 | 現職者のページ（給付事業） |
| ・結婚祝金 40,000円 会員期間3年以上の者が婚約が決まり退職したとき支給 ※ 再婚の場合も給付対象 | ・結婚祝金請求書 | ・結婚証明書 | 現職者のページ（給付事業） |

2 退職互助部現職会員対象事業

○ 退職互助部について

(1) 特別会員となる場合（現職会員が45歳以上で退職するとき）

- ・提出書類 …………… 退職互助部特別会員異動届（ホームページ現職者のページ（退職互助部制度））
- ・規定掛金の納入 …… 月掛による延べ300月。退職時にその月数に満たない場合はその不足分を一括納入
- ・適用事業 …………… 別表の事業一覧参照

(2) 特別会員とならない場合（現職会員が45歳未満で退職するとき等）

| 給付内容 | 提出書類 | 様式（ホームページ） |
|--|-----------|------------------|
| ・脱退一時金 ① 現職会員が退職（退会）し特別会員とならない場合は、現職会員期間中に納入した掛金相当額を給付 ※ ただし、特別会員（資格は45歳以上の者）となる場合、脱退一時金は給付されず、別表の事業の適用を受けることとなる。 ② 夫婦とも現職会員であった場合で、一方が特別会員の配偶者としての取扱いを希望したときは、現職会員期間中に納入した掛金相当額を給付 ※ ただし、特別会員期間中に受給された療養補助金は控除する。 ③ 現職会員が死亡したときは、現職会員期間中に納入した掛金相当額を給付 ※ ただし、45歳以上で死亡し、配偶者が遺族会員となる場合、脱退一時金は給付されず、別表の事業の適用を受けることとなる。 | ・脱退一時金請求書 | 現職者のページ（退職互助部制度） |

(3) 遺族会員となる場合（現職会員が45歳以上で死亡し、配偶者が遺族会員となるとき）

- ・提出書類 …………… 遺族療養補助金給付希望申出書（ホームページ現職者のページ（退職互助部制度））
- ・規定掛金の納入 …… 月掛による延べ300月。退職時にその月数に満たない場合はその不足分を一括納入
- ・適用事業 …………… 別表の事業一覧参照

【別表】 退職互助部 事業一覧

| 事業名 | 対象者 | | | 内 容 |
|-------------|------|-------|------|---|
| | 特別会員 | 加入配偶者 | 遺族会員 | |
| 療養補助金 | ○ | ○ | ○ | ① 給付期間 会員等が疾病又は負傷により医療機関で診療を受けたとき、75歳になる日まで給付 ② 給付額 1か月1医療機関1診療科ごとの自己負担額(保険診療分)から、特別会員は 2,300円 、加入配偶者と遺族会員は 3,300円 を差し引いた額を給付 (100円未満自己負担) |
| 埋葬料 | ○ | — | — | 特別会員となって3年以内に亡くなられた場合、加入期間に応じて給付 (30,000円～70,000円) |
| 長寿記念品料の贈呈 | ○ | — | — | 特別会員が米寿、白寿に達したとき記念品料を贈呈 (米寿 20,000円、白寿 30,000円) |
| 地区活動運営費助成 | ○ | — | ○ | 会員相互の親睦と交流を深めるため、県下14～15会場で開催する地区集会等の経費の一部を助成 |
| 退職互助部だよりの発行 | ○ | — | ○ | 各事業の周知等を図るため、年1回会報誌を発行 (毎年5月中旬) |
| グループ補助 | ○ | ○ | ○ | 会員の親睦を図るために構成されたグループや趣味の会等に対して補助 (構成人員に応じて 10,000円～50,000円) |
| セントコア山口宿泊補助 | ○ | ○ | ○ | セントコア山口に宿泊した場合、一人1泊につき 2,000円 (3連泊を限度) を補助 |
| 献花 | ○ | ○ | ○ | 会員等が亡くなられた場合、各地区の運営委員を介し弔花をお供えます。また、万一連絡が遅れて弔花のお供えができなかった場合は、献花料相当額 (13,000円) を遺族へ送金 |
| 災害見舞金 | ○ | — | ○ | 被災の程度により見舞金を給付 (10,000円～50,000円) |
| 人間ドック補助 | ○ | — | — | 互助会が指定する検診機関で人間ドックを受検した場合、経費の一部を補助 (泊ドック、脳検査付き泊ドック・・・10,000円、日帰りドック・・・5,000円) |
| 名秀作展入館補助 | ○ | ○ | ○ | 互助会が指定する県内施設で開催される展覧会の入館料の一部を補助 (入館料の60%程度、限度額 400円) |
| 教職員相談室の利用 | ○ | ○ | ○ | 相談室ではあらゆる相談に応じており、顧問弁護士による相談もできますのでお気軽にご利用ください。 (一般、法律、結婚等) |
| 退職互助部旅行支援事業 | ○ | ○ | ○ | 退職互助部会員限定の旅行を互助会が企画・立案して、会員へ案内 (国内2コース：補助なし) |
| 新グリーン保険 | ○ | ○ | ○ | 会員を対象に実施している傷害保険で、日常生活のさまざまなケガ等について補償 |